

黒石市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第6号

黒石市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市立学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の設置、報酬、職務その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定により、学校に学校医及び学校歯科医（以下これらを「校医」という。）並びに学校薬剤師（以下「薬剤師」という。）を置く。

(委嘱)

第3条 校医及び薬剤師は、その所属する機関又は医師会その他その所属する団体の長の意見を聴取の上、黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 校医及び薬剤師の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(定数)

第4条 校医及び薬剤師の定数は、別表の左欄に掲げる学校の区分に応じ、校医にあつては同表の中欄に、薬剤師にあつては同表の右欄に掲げる数とする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、校医及び薬剤師に解嘱に相当する事由が生じたときは、これを解嘱することができる。

(報酬)

第6条 校医及び薬剤師の報酬は、年額とし、その額は、黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成9年黒石市条例第3号）の定めるところによる。

2 報酬の支給期日は、9月末日及び3月末日の2回とし、それぞれの支給期日における支給額は、年額の半額ずつとする。

3 年度の途中において委嘱し、又は解嘱した者についての報酬の額は、月割計算によるものとする。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、1月当たりの額を基礎とした日割計算によるものとする。

4 前項の規定により月割計算又は日割計算をした場合において、当該計算により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(職務)

第7条 校医及び薬剤師の職務は、それぞれ学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条から第24条までの定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に校医又は薬剤師として委嘱されている者は、この規則の相当規定により校医又は薬剤師に委嘱されたものとみなす。

別表（第4条関係）

学校	校医	薬剤師
黒石市立黒石小学校	6	1
黒石市立黒石東小学校	6	1
黒石市立六郷小学校	4	1
黒石市立東英小学校	4	1
黒石市立黒石中学校	4	1
黒石市立中郷中学校	4	1